

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年9月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	10 件
厚生年金保険関係	10 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500745号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600113号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成19年1月1日から同年11月15日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年1月から同年3月までは30万円を41万円、同年4月は30万円を44万円、同年5月から同年7月までは30万円を41万円、同年8月は30万円を38万円、同年9月及び同年10月は32万円を44万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年8月1日から平成19年11月15日まで

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間において同社から支給を受けた概算賞与が年金記録に反映していないことが分かった。

A社では、毎月、売上げに応じて概算賞与が支給されていたので、調査の上、請求期間に支給された概算賞与について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者は、当該期間の各月に支給された概算賞与が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間のうち、平成19年1月1日から同年11月15日までの期間について、A社の関連会社であるB社から提出された請求者に係る給与明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成19年1月から同年10月までに係る標準報

報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年1月から同年3月までは41万円、同年4月は44万円、同年5月から同年7月までは41万円、同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間のうち、平成19年1月1日から同年11月15日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所（当時）に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成18年8月1日から平成19年1月1日までの期間については、請求者は当該期間に係る給与明細書を保管しておらず、A社及び同社の関連会社であるB社も請求者の当該期間に係る賃金台帳等を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成18年8月1日から平成19年1月1日までの期間における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成18年8月1日から平成19年1月1日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500868号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600114号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成15年3月1日から平成16年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成15年3月から平成16年4月までは34万円を62万円とする。
平成15年3月から平成16年4月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成15年3月から平成16年4月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成16年5月1日から平成20年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成16年5月から平成20年6月までは34万円を62万円及び同年7月は53万円を62万円とする。
平成16年5月から平成20年7月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。
- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : 平成15年3月1日から平成21年9月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額の記録が、実際に支給された給与額と異なっていることが分かった。
請求期間における源泉徴収票及び請求期間のうちの一部期間の給与支給明細書を提出するので、調査の上、請求期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成15年3月1日から平成16年5月1日までの期間について、A社から提出された平成14年度、平成15年度及び平成16年度の賃金台帳並びに請求者から提出された平成16年1月及び同年4月の給与支給明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録において確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
したがって、請求者の請求期間のうち、平成15年3月から平成16年4月までの標準報酬月額については、前述の給与支給明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間のうち、平成 15 年 3 月 1 日から平成 16 年 5 月 1 日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の内容を誤って社会保険事務所（当時）に提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成 16 年 5 月 1 日から平成 20 年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。請求者から提出された当該期間のうちの一部期間の給与支給明細書及びA社から提出された平成 16 年度から平成 20 年度までの各年の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額を超えるものの、当該明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額と同額であることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

一方、請求者は、請求期間について、オンライン記録の標準報酬月額が実際に支給された給与額と異なっているため、保険給付に反映されるか否かにかかわらず、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額を事業主が届け出るべきであった実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正することを求めているところ、請求期間のうち、平成 16 年 5 月 1 日から平成 20 年 8 月 1 日までの期間については、前述のとおり、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成 16 年 5 月から平成 20 年 7 月までの標準報酬月額については、前述の給与支給明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額から、62 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 16 年 5 月 1 日から平成 20 年 8 月 1 日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたが、当該標準報酬月額を 62 万円とする訂正届が保険料徴収権が時効により消滅した後の平成 28 年 8 月にA社から提出されていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されているところ、請求者から提出された当該期間に係る給与支給明細書及びA社から提出された平成 20 年度及び平成 21 年度の各年の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における当該厚生年金保険法第 75 条本文該当として記録されている標準報酬月額と一致している上、当該明細書及び賃金台帳により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎となるオンライン記録の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額である 53 万円）と同額であることから、当該期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600170号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600115号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年8月5日は6万円を10万円及び平成17年8月5日は16万2,000円を27万円に訂正することが必要である。

平成16年8月5日及び平成17年8月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月5日及び平成17年8月5日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は21万円を35万円、同年12月29日は100万2,000円を150万円及び平成16年12月29日は30万円を40万円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、同年12月29日及び平成16年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(訂正前の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月29日
③ 平成16年8月5日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年8月5日

ねんきん定期便により、A社から支給された請求期間①、②、③、④及び⑤の各期間に係る標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与額と異なっていることが分かった。

請求期間④以外には、賞与の明細書を所持していないが、調査の上、請求期間①から⑤までの各期間について、標準賞与額の記録を実際に支給された賞与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③及び⑤について、A社から提出された賃金台帳により、請求者は、オンライン記録において確認できる標準賞与額を超える賞与額(請求期間③は10万円及び請求期間⑤は27万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間③及び⑤の標準賞与額については、前述の賃金台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間③は10万円及び請求期間⑤は27万円に訂正し、厚生年金特例法第1条第5項の規定により保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無く、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間①、②及び④について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、当該各期間のそれぞれに見合う標準賞与額が、オンライン記録において確認できる標準賞与額を超えていることが必要であるが、A社から提出された貸金台帳によると、当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、いずれも、オンライン記録の標準賞与額よりも低い額であることから、当該各期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

一方、請求者は、請求期間①、②及び④について、オンライン記録の標準賞与額が実際に支給された賞与額と異なっているため、保険給付に反映されるか否かにかかわらず、当該オンライン記録の標準賞与額を事業主が届け出るべきであった実際の賞与額に見合った標準賞与額に訂正することを求めているところ、A社から提出された貸金台帳により、請求期間①は 35 万円、請求期間②は 150 万円（厚生年金保険法における 1 回の標準賞与額の上限額）及び請求期間④は 40 万円の標準賞与額に見合う賞与額の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、請求期間①、②及び④の標準賞与額については、前述の貸金台帳により確認できる賞与支給額から、請求期間①は 35 万円、請求期間②は 150 万円及び請求期間④は 40 万円に訂正することが妥当である。

ただし、請求期間①、②及び④に係る上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（訂正前の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600145号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600116号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和18年7月1日、喪失年月日を昭和21年6月26日とし、昭和18年7月から昭和21年5月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和18年7月1日から昭和21年6月26日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和18年7月1日から昭和21年6月26日まで

「A社B支店に勤務中の昭和19年1月10日に出征したが、厚生年金保険の記録が無い。」として、父が訂正請求書を提出していたが、請求中に亡くなった。

父の遺志を継いで、父が復員するまでの請求期間について、訂正請求書を提出するので、請求期間の厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求者の父(以下「訂正請求記録の対象者」という。)が、請求期間の始期である昭和18年7月1日に同社同支店における被保険者資格を取得した記録が確認できるところ、当該記録については、資格喪失年月日が記載されていない。

一方、訂正請求記録の対象者が提出した訂正請求書には、A社B支店に勤務中の昭和19年1月10日に出征した旨が記載されているところ、C県D課から提出された訂正請求記録の対象者に係る兵籍簿により、訂正請求記録の対象者が、昭和19年1月10日に陸軍に召集され、昭和21年6月26日に復員したことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿の訂正請求記録の対象者の備考欄に「59」と記載されているところ、当時の厚生年金保険法第59条においては、「被保険者及び事業主は、それぞれ保険料額の二分の一の額を負担する。」旨が、同法59条の2においては、「昭和19年10月1日から昭和22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する。」旨が規定されている。

したがって、前述の「59」の記載は、当時の厚生年金保険法第59条の2の規定に基づき、訂正請求記録の対象者が昭和19年10月1日から厚生年金保険料免除者に該当した旨を、事業主が保険出張所(当時)に届け出たことを表示したものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主が訂正請求記録の対象者について、昭和 18 年 7 月 1 日を厚生年金保険の資格取得年月日とする旨の届出を保険出張所に対して行ったことが認められ、かつ、訂正請求記録の対象者の A 社 B 支店における資格喪失年月日を復員日である昭和 21 年 6 月 26 日とすることが妥当である。

なお、昭和 18 年 7 月から昭和 21 年 5 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条に基づき 1 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500930号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600117号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成18年8月1日から平成20年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年8月は24万円を36万円、同年9月から同年11月までは28万円を36万円、同年12月及び平成19年1月は28万円を38万円、同年2月は28万円を36万円、同年3月及び同年4月は28万円を38万円、同年5月は28万円を34万円、同年6月は28万円を36万円、同年7月から同年11月までは28万円を34万円、同年12月及び平成20年1月は28万円を36万円、同年2月は28万円を34万円、同年3月は28万円を36万円、同年5月は28万円を34万円、同年6月及び同年7月は28万円を36万円、同年8月は28万円を34万円、同年9月及び同年10月は32万円を38万円、同年11月は32万円を36万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における請求期間のうち、平成20年12月1日から平成21年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年1月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月は32万円を56万円、平成21年1月は32万円を36万円、同年2月から同年4月までは32万円を34万円、同年6月から同年8月までは32万円を34万円、同年9月から同年12月までは24万円を28万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月1日から平成20年12月1日まで
② 平成20年12月1日から平成22年7月26日まで

A社及びB社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間①及び②において、当該2社から、毎月の売上げに応じて支給されていた概算賞与が年金記録に反映していないことが分かった。所持している給与明細書を提出するので、調査の上、請求期間①及び②に支給された概

算賞与について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された概算賞与が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①のうち、平成18年8月1日から平成20年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年12月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成18年8月から平成20年3月までの期間及び同年5月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月から同年11月までは36万円、同年12月及び平成19年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月から同年11月までは34万円、同年12月及び平成20年1月は36万円、同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は34万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①のうち、平成18年8月1日から平成20年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年1月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表、B社の回答及び同僚の賃金台帳により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月から平成21年4月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月は56万円、平成21年1月は36万円、同年2月から同年4月までは34万円、同年6月から同年8月は34万円、同年9月から同年12月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、平成 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び請求期間②のうち、平成 21 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。
- 4 請求期間②のうち、平成 22 年 1 月 1 日から同年 7 月 26 日までの期間については、請求者は当該期間に係る給与明細書を保管しておらず、B 社の事務担当者も請求者の当該期間に係る賃金台帳を保管していないと陳述していることから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求期間②のうち、平成 22 年 1 月 1 日から同年 7 月 26 日までの期間における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②のうち、平成 22 年 1 月 1 日から同年 7 月 26 日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500931号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600118号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年8月1日から平成20年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年8月から同年11月までは26万円を34万円、同年12月及び平成19年1月は26万円を38万円、同年2月及び同年3月は26万円を34万円、同年4月は26万円を38万円、同年5月は26万円を32万円、同年6月は26万円を38万円、同年7月及び同年8月は26万円を32万円、同年9月は36万円を41万円、同年10月は36万円を44万円、同年11月は36万円を41万円、同年12月は36万円を44万円、平成20年1月から同年3月までは36万円を41万円、同年4月は36万円を50万円、同年5月から同年8月までは36万円を41万円、同年9月から同年11月までは30万円を36万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における請求期間のうち、平成20年12月1日から平成21年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から平成22年7月26日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月は30万円を38万円、平成21年1月は30万円を34万円、同年2月は30万円を36万円、同年3月は30万円を38万円、同年4月は30万円を53万円、同年6月は30万円を34万円、同年9月から同年11月までは26万円を30万円、同年12月は26万円を32万円、平成22年1月及び同年2月は26万円を30万円、同年3月は26万円を32万円、同年4月は26万円を36万円、同年5月は26万円を30万円、同年6月は26万円を28万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月1日から平成20年12月1日まで
② 平成20年12月1日から平成22年7月26日まで

A社及びB社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文

書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間①及び②において、当該2社から、毎月の売上げに応じて支給されていた概算賞与が年金記録に反映していないことが分かった。

所持している給与明細書を提出するので、調査の上、請求期間①及び②に支給された概算賞与について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された概算賞与が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①について、請求者から提出された給与明細書及び金融機関から提出された請求者に係る取引明細表により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月から同年11月までは34万円、同年12月及び平成19年1月は38万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月は38万円、同年5月は32万円、同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月は41万円、同年10月は44万円、同年11月は41万円、同年12月は44万円、平成20年1月から同年3月までは41万円、同年4月は50万円、同年5月から同年8月までは41万円、同年9月から同年11月までは36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から平成22年7月26日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、B社から提出された貸金台帳及び金融機関から提出された請求者に係る取引明細表により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月から平成21年4月までの期間、同年6月及び同年9月から平成22年6月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月は38万円、平成21年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円、同年4月は53万円、同年6月は34万円、同年9月から同年11月までは30万円、同年12月は32万円、平成22年1月及び同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月は36万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて

は、事業主は、請求期間②のうち、平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 5 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から平成 22 年 7 月 26 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、平成 21 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500932号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600119号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成18年8月1日から平成19年3月1日までの期間、同年4月1日から同年9月1日までの期間、同年12月1日から平成20年1月1日までの期間、同年2月1日から同年4月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年8月は24万円を32万円、同年9月から同年11月までは26万円を34万円、同年12月から平成19年2月までの期間及び同年4月は26万円を36万円、同年5月及び同年6月は26万円を34万円、同年7月は26万円を36万円、同年8月は26万円を32万円、同年12月、平成20年2月及び同年3月は30万円を32万円、同年7月は30万円を38万円、同年9月及び同年10月は28万円を32万円、同年11月は28万円を34万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における請求期間のうち、平成20年12月1日から平成21年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年7月1日から平成22年7月26日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月は28万円を34万円、平成21年2月及び同年4月は28万円を30万円、同年7月は28万円を47万円、同年8月は28万円を34万円、同年9月から平成22年6月までは20万円を24万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月1日から平成20年12月1日まで
② 平成20年12月1日から平成22年7月26日まで

A社及びB社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間①及び②において、当該2社から、毎月の売上げに応じて支給されていた概算賞与が年金記録に反映していないことが分かった。

所持している給与明細書を提出するので、調査の上、請求期間①及び②に支給された概算賞与について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された概算賞与が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①のうち、平成18年8月1日から平成19年3月1日までの期間、同年4月1日から同年9月1日までの期間、同年12月1日から平成20年1月1日までの期間、同年2月1日から同年4月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成18年8月から平成19年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年12月、平成20年2月、同年3月、同年7月、同年9月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月は32万円、同年9月から同年11月までは34万円、同年12月から平成19年2月までの期間及び同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年12月、平成20年2月及び同年3月は32万円、同年7月は38万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①のうち、平成18年8月1日から平成19年3月1日までの期間、同年4月1日から同年9月1日までの期間、同年12月1日から平成20年1月1日までの期間、同年2月1日から同年4月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年7月1日から平成22年7月26日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及びB社から提出された賃金台帳により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月、平成21年2月、同年4月及び同年7月から平成22年6月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年

12月 は 34 万円、平成 21 年 2 月及び同年 4 月 は 30 万円、同年 7 月 は 47 万円、同年 8 月 は 34 万円、同年 9 月 から平成 22 年 6 月 まで は 24 万円 とす る こ と が 妥 当 で あ る。

な お、事 業 主 が 請 求 者 に 係 る 厚 生 年 金 保 険 料 を 納 付 す る 義 務 を 履 行 し た か 否 か に つ い て は、事 業 主 は、請 求 期 間②の う ち、平 成 20 年 12 月 1 日 か ら 平 成 21 年 1 月 1 日 まで の 期 間、同 年 2 月 1 日 か ら 同 年 3 月 1 日 まで の 期 間、同 年 4 月 1 日 か ら 同 年 5 月 1 日 まで の 期 間 及 び 同 年 7 月 1 日 か ら 平 成 22 年 7 月 26 日 まで の 期 間 に つ い て、請 求 者 の 厚 生 年 金 保 険 被 保 険 者 報 酬 月 額 算 定 基 礎 届 の 内 容 を 誤 っ て、社 会 保 険 事 務 所 に 提 出 し た こ と を 認 め て い る こ と か ら、社 会 保 険 事 務 所 は、上 記 訂 正 後 の 標 準 報 酬 月 額 に 基 づ く 厚 生 年 金 保 険 料（訂 正 前 の 標 準 報 酬 月 額 に 基 づ く 厚 生 年 金 保 険 料 を 除 く。）に つ い て 納 入 の 告 知 を 行 っ て お ら ず、事 業 主 は、当 該 保 険 料 を 納 付 す る 義 務 を 履 行 し て い な い と 認 め ら れ る。

- 3 請 求 期 間①の う ち、平 成 19 年 3 月 1 日 か ら 同 年 4 月 1 日 まで の 期 間、同 年 9 月 1 日 か ら 同 年 12 月 1 日 まで の 期 間、平 成 20 年 1 月 1 日 か ら 同 年 2 月 1 日 まで の 期 間、同 年 4 月 1 日 か ら 同 年 7 月 1 日 まで の 期 間 及 び 同 年 8 月 1 日 か ら 同 年 9 月 1 日 まで の 期 間 並 び に 請 求 期 間②の う ち、平 成 21 年 1 月 1 日 か ら 同 年 2 月 1 日 まで の 期 間、同 年 3 月 1 日 か ら 同 年 4 月 1 日 まで の 期 間 及 び 同 年 5 月 1 日 か ら 同 年 7 月 1 日 まで の 期 間 に つ い て、請 求 者 か ら 提 出 さ れ た 給 与 明 細 書 に よ り 確 認 で き る 報 酬 月 額 及 び 厚 生 年 金 保 険 料 控 除 額 に 見 合 う 標 準 報 酬 月 額 の い ず れ か 低 い 方 の 額 は、オ ン ラ イ ン 記 録 の 標 準 報 酬 月 額 と 同 額 又 は 低 額 で あ る こ と か ら、厚 生 年 金 特 例 法 に よ る 保 険 給 付 の 対 象 に 当 た ら な い た め 訂 正 は 認 め ら れ な い。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600073号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600120号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成7年10月23日から平成16年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成7年10月から平成8年9月までは9万8,000円を24万円、同年10月及び同年11月は9万8,000円を22万円、同年12月から平成9年8月までは9万8,000円を24万円、同年9月から平成12年4月までは9万8,000円を28万円、同年5月から同年9月までは9万8,000円を30万円、同年10月から平成13年4月までは9万8,000円を36万円、同年5月から同年9月までは9万8,000円を38万円、同年10月から平成14年9月までは9万8,000円を44万円、同年10月から平成15年8月までは9万8,000円を41万円、同年9月から平成16年11月までは9万8,000円を44万円とする。

平成7年10月から平成16年11月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年10月から平成16年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年10月23日から平成17年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した請求期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い額となっている。

請求期間については、24万円から47万円程度の給与が支給され、当該支給額に見合う厚生年金保険料を控除されていた。A社から入手した請求期間に係る源泉徴収簿等の資料を提出するので、請求期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正し、年金額に反映する記録にしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成8年1月1日から平成16年12月1日までの期間について、請求者から提出された平成8年、平成9年及び平成13年から平成15年までの各年の賃金データ、平成10年から平成12年までの各年の源泉徴収簿、平成16年の賃金台帳、請求期間のうちの一部期間に係る給与明細書及び給与振込口座の預金通帳の写し並びに請求期間当時のA社の事務担当者及び請求者の陳述から判断すると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成7年10月23日から平成8年1月1日までの期間について、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる資料は無いものの、前述のA社の事務担

当者は、同社における請求者の平成7年の退職時及び再入社時の給与額について、「請求者は、退職時の給与額と同程度の給与額で、平成7年10月に再入社してきたと思う。」旨陳述しているところ、請求者から提出された前述の賃金データによると、請求者の退職月である平成7年4月以前及び再入社後の平成8年1月以降のそれぞれ数か月分における固定給（基本給及び固定的手当）及び厚生年金保険料控除額は、いずれも同額であり、当該陳述及び賃金データから判断すると、請求者は、当該期間においても、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、請求期間のうち、平成7年10月23日から平成16年12月1日までの期間に係る請求者の標準報酬月額については、前述の賃金データ等により確認又は推認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成7年10月から平成8年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月から平成9年8月までは24万円、同年9月から平成12年4月までは28万円、同年5月から同年9月までは30万円、同年10月から平成13年4月までは36万円、同年5月から同年9月までは38万円、同年10月から平成14年9月までは44万円、同年10月から平成15年8月までは41万円、同年9月から平成16年11月までは44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成25年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており連絡先が不明である上、同社の事業主からの回答も得られないが、前述の賃金データ等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における請求期間の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金データ等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成16年12月1日から平成17年1月1日までの期間については、請求者は当該期間に係る給与明細書等を保管しておらず、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており連絡先が不明である上、同社の事業主からの回答も得られないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成16年12月1日から平成17年1月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険料控除額について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成16年12月1日から平成17年1月1日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600147号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600121号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成20年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成20年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者のA社における平成15年12月19日の標準賞与額を25万円とすることが必要である。

平成15年12月19日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年1月31日から同年2月1日まで
② 平成15年12月

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の喪失年月日が平成20年1月31日と記録されているが、私は、同年1月31日まで同社に勤務していたので、資格喪失年月日は同年2月1日となるはずである。また、A社において平成15年12月に支給された賞与に係る年金記録が無い。

請求期間①及び②について、保険給付の計算の基礎となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書、平成20年分給与所得の源泉徴収票及び退職所得の源泉徴収票並びにA社の事業主及び請求者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①も継続して同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、請求期間①当時の資料は保管しておらず、当時の担当者は既に死亡しているため不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成20年1月31日となっていることから、同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から社会保険事務所(当時)に提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年1月の厚生

年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者から提出された 2003 年冬分の賞与支払明細書から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

さらに、請求期間②に係る賞与支給日について、A社の事業主は、「当社における冬期の賞与支給日は、12月20日頃の金曜日だった。」旨陳述しているところ、平成15年12月において、当該陳述に該当する20日前後の金曜日は19日である。

以上のことから、請求期間②について、賞与支給日は平成15年12月19日とし、標準賞与額は前述の賞与支払明細書により確認できる賞与支給額から25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、請求期間②当時の資料は保管していない上、当時の担当者は既に死亡しているため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600223号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600122号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成10年11月1日から平成11年5月1日までの期間及び平成14年3月1日から平成19年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成10年11月から平成11年4月までは11万円を24万円、平成14年3月から同年10月までは11万円を22万円、同年11月から平成15年7月までは9万8,000円を22万円、同年8月から平成17年8月までは9万8,000円を20万円、同年9月から同年11月までは9万8,000円を19万円、同年12月から平成19年4月までは9万8,000円を20万円とする。

平成10年11月から平成11年4月までの期間及び平成14年3月から平成19年4月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年11月から平成11年4月までの期間及び平成14年3月から平成19年4月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間のうち、平成16年9月1日から平成19年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成16年9月から平成19年4月までの標準報酬月額については38万円とする。

平成16年9月から平成19年4月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額(厚生年金特例法による前述の第1の1の訂正後の標準報酬月額(平成16年9月から平成17年8月までは20万円、同年9月から同年11月までは19万円、同年12月から平成19年4月までは20万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年11月1日から平成19年5月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が、実際の報酬額より低くなっている。

請求期間においては、実際の報酬額に見合う厚生年金保険料を控除されていたはずであり、請求期間の一部の期間の給与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成10年11月1日から平成11年5月1日までの期間及び平成14年3月1日から平成19年5月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び預金通帳、同僚から提出された給与明細書並びにB市から提出された請求者に係る市民税県

民税課税台帳により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成10年11月から平成11年4月までの期間及び平成14年3月から平成19年4月までの期間の標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成10年11月から平成11年4月までは24万円、平成14年3月から平成15年7月までは22万円、同年8月から平成17年8月までは20万円、同年9月から同年11月までは19万円、同年12月から平成19年4月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無いものの、請求者から提出された給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の請求期間の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成16年9月1日から平成19年5月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、前述の第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、平成16年9月から平成19年4月までの標準報酬月額については、38万円に訂正することが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額（前述の第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（平成16年9月から平成17年8月までは20万円、同年9月から同年11月までは19万円、同年12月から平成19年4月までは20万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成11年5月1日から平成14年3月1日までの期間については、請求者から提出された預金通帳により確認できる給与振込額はオンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、同僚から提出された給与明細書及びB市から提出された請求者に係る市民税県民税課税台帳により推認される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。